

令和7年度第6回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年9月12日(金)
午後 14時00分～15時47分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|
| 上原 亀一 | 委員 | 栗國 雅博 | 委員 | 内間 学 | 委員 |
| 西村 昂平 | 委員 | 山内 得信 | 委員 | 藤田 喜久 | 委員 |
| 山川 彩子 | 委員 | 城間 恒浩 | 委員 | 松尾 晋哉 | 委員 |

(Web参加)

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|--------|----|
| 八前 隆一 | 委員 | 柳田 一平 | 委員 | 大谷 健太郎 | 委員 |
| 新立 弘子 | 委員 | | | | |

事務局職員

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 中田 祐二 | (主任書記) | 米丸 浩平 | (主任書記) |
| 松崎 遣大 | (主任書記) | | |

○事務局(中田) それでは只今より、令和7年度第6回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席ですが、事前に赤嶺委員と玉城委員から欠席のご連絡がございました。

会場には上原会長、栗國委員、内間委員、西村委員、山内委員、藤田委員、山川委員、城間委員の計8名にお越しいただいております。

ウェブでは、柳田委員、大谷委員、新立委員の3名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し、11名の出席があり、本日の委員会は成立しております。

なお、松尾委員、八前委員は少し遅れて参加と聞いておりますので、最後に改めて出席の確認を行いたいと思います。

また委員が途中参加される関係上、今回は先に報告事項から進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

ます。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。

それではこれより本日の議事を進めさせていただきます。本日、議案が3件、報告事項が1件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人についてご指名をさせていただきます。本日の議事録署名人は、栗國委員と城間委員のお二方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。冒頭事務局から説明がありましたが、先に報告事項の方から進めたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

では報告事項について、事務局の方から説明をしてください。

[報告事項1 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について]

○事務局（米丸） はいそれでは事務局からご報告いたします。

報告事項1の資料をご覧ください。令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について、令和7年7月23日に全国海区漁業調整委員会連合会から衆参農林水産委員長、農林水産省、外務省及び国交省に対して要望活動が実施されました。この際の要望事項のうち、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において、当海区から国への提案議題として提案した「太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について」、「日台漁業取り決めの見直しについて」、「日中漁業協定の見直しについて」、及び「違法操業の取締強化に向けた対応について」、国からの回答状況について報告いたします。

なお、本日はページ数の関係で該当部分のみ抜粋してお配りしておりますが、全ての回答が欲しい方がもしいらっしゃいましたら、後日でも構いませんのでお申しつけ下さい。

2, 3ページの方に、要望項目及び要望先の一覧を掲載しております。赤枠で囲まれた中の黄色のマークが、本県からの要望に関連する事項になります。なお、全体としましては、大項目で7番目まで要望を行っておりますので、参考とさせていただきます。

4ページ以降、抜粋して本県に関係する部分を掲載しております。今回、初めての委員もいらっしゃいますので、少し長くなりますが、黄色のマークの所を読み上げていきたいと思っております。なお、赤字の部分が昨年度の要望や会長から変更があった部分になりますので、それをご参考にいただければと思います。

まず4ページ、沿岸漁場の秩序維持について、令和7年度の提案として、違法操業の取締強化等。①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の置等啓発にかかる費用に対し、総合的な支援策を図ること、という提案に対して回答状況です。

水産庁からになります。1、水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。2、現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。3、今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。4、また、昨年11月に「令和6年度漁業監督公務員研修会」をWEB会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁、水産庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。5、沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が関係業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。6、密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、密漁対策に資する密漁防止看板や監視カメラ等の必要な資機材の導入のほか、監視活動の支援を行っているところである。7、また、漁協、都道府県、警察庁及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化、一般市民への啓発を合わせて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。とあります。海上保安庁からは、海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、

関係機関との連携強化に努め、対応してまいりますという回答がございました。

5ページに進みまして、2つ目、「密漁もの」の流通防止についてです。①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。

これに対して、水産庁からの回答が2つ目です。なお、都道府県への交付金により、①悪質化広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催。②メディアの活用や看板設置等による普及啓発。③監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。4つ目、こちらは本県からクロマグロに関して要望で出した部分になります。また、令和6年6月に成立した漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律において、太平洋クロマグロの大型魚について、TAC報告事項に採捕した個体の数の追加等の措置を講じるとともに、漁業者、流通事業者に対して、個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存等の義務付けの措置を講じることとしたところ。令和8年4月の施行に向けて、運用通知等の整備とともに、説明会の開催等きめ細やかに関係事業者等への周知を行っているところであるという回答があります。5つ目、水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。また、太平洋クロマグロに関する情報伝達等にも利用できるよう改修等を行っているところである。飛びまして7つ目です。今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたいという回答でした。

6ページに進みましてクロマグロ関係になります。1②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用について。ア、沿岸漁業に配慮した配分、国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

これに対して水産庁からの回答は、1、くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。2、昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行っているところである。3、さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型漁・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分している。ということで、くろまぐろ部会で決定された「配分の考え方」に基づいて配分していますという回答に終始しているような状況です。

7ページに進みまして、クロマグロの続きになります。2②混獲回避及び適切な数量管理。ア、混獲回避及び再放流技術開発の2段落目ですね。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うことに対して、水産庁からの回答が、2の中段からです。平成30年度補正予算からは漁船漁業にも対象範囲を拡大している。令和6年度補正予算においても機器等の導入及び改良に対する支援を実施しており、既にご活用いただいているところという回答があります。

下段、2③混獲回避、減収に対する支援制度のア、クロマグロ混獲回避の取組支援。混獲回避の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

これに対して水産庁からの回答が、1、クロマグロの放流等による混獲回避への取組に対し、令和6年度事業においては、混獲回避用の機器等のデータを提供する場合は支援上限額を400万円に引き上げる等、事業の拡充を行った。また、混獲回避のための休漁支援の予算を確保するとともに、小型魚から大型魚へ漁獲対象を転換する取り組みを支援する事業を開始するなど、支援策の更なる充実を図っているところである。2、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたいという回答です。こちら、上限額を400万に引き上げるという回答がございましたが、該当するのがやはり定置網のみということで、本県のまぐろはえ縄や一本釣りといったところへの支援をなかなか国の方でも措置していただけていないところは課題です

ので、県からも漁連と一緒に要請するなど取組を行っているところです。

8ページに進みまして、日台漁業取決め関係の項目になります。2、漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理。①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制。日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

これに対して水産庁からは、1、日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう全力を尽くしてまいりたい。2、なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはないという回答です。

外務省からは、日台民間漁業取決めに関し、適用水域に関する御指摘については重く受けとめている。本年(2025年)1月に東京で日台漁業委員会が開催され、2025年漁期の操業ルールについて漁業者の方々も交えて粘り強く交渉を行った結果、日本漁船が操業する水域の台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置を明確に規定することで一致したと承知。まずは、今回一致した操業ルールが適切に実施され、漁業者の方々の操業の安全が確保されるよう、関係省庁と連携しつつ、全力を尽くしたい。取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議すべきではないと考えているが、いずれにせよ、政府としては同委員会での協議等を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしたいという回答です。

②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のP I 保険加入の義務化。日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。

これに対して水産庁からは、1、日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。2、本年1月の日台漁業委員会では、操業ルールが6年ぶりに見直され、八重山北方三角水域の日本漁船が操業する水域へ

の台湾漁船の漁具流出を抑止するための台湾側の措置が明確に規定された。3、今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、日本漁船が台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、台湾との協議に取り組んでまいりたいという回答です。

外務省に関しては、先ほどの回答と同じということです。日台に関しては以上です。

9ページに進んでいただきまして、下段です。こちらは中国との日中漁業協定関連です。④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策。中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

これに対して水産庁からは、1、日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27号以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられている。2、中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。

外務省からは、日中漁業協定に関し、御指摘について重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、二国間当局間のルートを通じてしっかり対応していくという回答でした。

続いて10ページに進みまして、こちらも外国関係ですが、下のほうです。3、外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保。①領海及びEE

Z内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施。サンゴ密漁船や日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

これに対して水産庁から、1、水産庁では令和元年度から令和3年度にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、計45隻の漁業取締船で監視・取締活動を行っている。2、また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの6か年で、海事職を34名、その他14名を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置した。3、外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁船取締船・取締航空機を配備し、監視・取締活動を行っている。1つ飛ばして、5、今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、取締船の装備面の強化・充実、漁業監督官の増員等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたいという回答でした。

続きまして11ページです。②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供。中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策強化を図ること。

これに対して水産庁からは、1、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。また、同事案が発生した際には、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。2、水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して同諸島領海内への外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたいという回答でした。

海上保安庁からは、海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船

を配備して領海警備にあたっており、中国海警船への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警船が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視線を配備し、漁船の安全を確保することとしております。また、関係省庁と緊密に連携しながら外国船舶の情報収集等を行い、尖閣諸島周辺を含む我が国周辺海域において漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を状況に応じて適切に行ってまいりますという回答でした。

最後、12 ページの一番下です。4、投棄漁具等による被害の救済。沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

という要望に対して、水産庁から、1、平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、沖縄は沖縄漁業基金事業になりますけれども、沖縄漁業基金事業についても同様の指定が可能となっており、令和6年度補正予算により25億円を積み増したところである。ちなみに、令和5年度は15億円の積み増しでした。2、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額の確保を含め、影響緩和に努めてまいりたいという回答でした。

以上が、ご報告になりますけれども、なかなか普段の議論、議案とは異なる部分もありますので、わからない部分もあるかと思いますが、質問等あれば、受け付けたいと思います。また後日でもですね、気になる部分があれば、いつでも聞いていただければお答えしますのでよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か委員の皆様からご質問ご意見等がありましたら。藤田委員どうぞ。

○藤田委員 内容ではないんですけど、内容に関するもので、4ページで、沿岸域での密漁対策について書かれているんですけど、最近、外国人のこう言った行動に対して、どういう対応してるのかなっていうのが気になっていて。例えば水産物ではないんですけど、オカヤドカリとかを沖縄とか奄美あたりで、千匹単位とかで捕っていくんですよね。あれ1個2万円ぐらいで売れるんですよ。で、捕っていつっちゃうんですね。

ちょっと最近気になっているのが、ダイビングとかをやってる地域でも、今外国人の方が常に多くなって、夜とかちょっと調査のとき見たら、たまに外国人の人がヤス持って潜ってたりしてるんですよ。捕ってんのかなと思って見てたら、捕れてなかったからいいのかなと思ったものの、ちょっと気にはなっていて。大体そういう注意をするものはほとんど日本語で書かれていたりするから、注意喚起が全然うまくいってないんじゃないかなと思っていて。こういう何か対応してるんだったら、ちょっと外国人のことも気にしておかないとだんだん大変になってくるんじゃないかなと。

つまり、取り締まろうと思っても、直接言語通じなかったりとかする可能性大なので、ちょっと気にしといた方がいいんじゃないかなと思いました。以上です。意見です。

○上原会長 はい。事務局。

○事務局（米丸） はい、ご意見ありがとうございます。

おっしゃる通り、外国人に対してもしっかりと対応していかないといけないとは感じております。なかなか看板に関しては日本語が多いのかなとは思ってるんですけども、一応、水産課の方で作成している漁業に関するルールのパフレットに関しては、英語版を用意しております。今年度、まだできてはいないんですけども水産庁の方でも、労働者としての外国人材の導入というのもありまして、何か国語かは忘れちゃったけど、割と数の多い外国人に対して漁業主権法とか外事法関係のルールを周知するようなパフレットを今作成中ということなので、適切に対応していきたいと、心に留めておきたいと思っております。

○上原会長 よろしいですか。

はい。他、何かございませんか。はい。じゃあ城間委員どうぞ。

○城間委員 すいません。ちょっと難しい質問かもしれないんですけど最後の12ページですね、一番下の4番の投棄漁具等による被害の救済ってあるんですが、これ、これだけの予算づけをしてどの程度除去がされてるものかっていうことは、何かわかるんですか。効果が出てるのかっていうか、そういったところはわかりますか。

○事務局（米丸） そうですねちょっとごめんなさい。うちではなくて漁業振興基金の方でやってる事業なので、今どれぐらいの効果があるかというのは把握しておりませんが、25億円がすべて漁具の除去とか被害救済に使われるわけではなくて、その他にも日台取決めによって受けている被害に対する救済に利活用されてはおりますので。すいません。今はデータがなくて申し訳ないです。

○城間委員 ありがとうございます。

○上原会長 はい。他ございませんか。特になければ、報告事項についてはこれで、また何かありましたら、後日事務局の方にお問い合わせいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

[第1号議案 浮漁礁の敷設承認申請について]

○上原会長 では議案に入らせていただきます。第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請についてを提案をします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。第1号議案の資料をご覧ください。浮魚礁の敷設承認申請について、今回、新規1基の敷設承認申請が提出されておりますので、その承認についてご審議願います。枠内に指示を抜粋しておりますので適宜ご確認ください。

2ページに進みまして、承認手続きのフロー図を掲載しております。赤矢印のところが今回の申請になりますが、今回は完全に新規の申請になります。

3、4ページに、本日時点での浮漁礁の承認等基数の一覧を掲載しておりますのでご確認ください。4ページの第4ブロックになりますけれども、八重山漁協から新規1基の申請がございます。

5ページに進みまして、申請の一覧を掲載しております。今回八重山漁協から八西4番、表層型の浮魚礁設置の申請がございまして、協議書は事務局の方で全て揃っていることを確認しております。水深やロープ長、アンカー重量に関しては記載のとおり、今回完全に新規の敷設ということなので、他の浮魚礁から2分以上離れていることも事務局で確認しております。

6ページ以降に申請書類を添付しておりますけれども、9ページの方に今回の設置位置図が掲載されております。また今回、8ページのほうご覧いただきたいんですけども、写真が掲載されておまして、右下の写真を見てもらえるとわかると思うんですけど、ちょっとこの浮魚礁が鋼鉄製ということなんですけれども大分錆びている状況と、あと隣の隣に東って書いてあると思うんですけども、今回敷設予定が西という名前の浮魚礁になりますので、事務局の方で、名称を正しく表記してもらおうのと、錆びたまま敷設しても穴が開いたら沈んでしまうと思いますので、塗装等、防錆処理をしてから敷設する、敷設前にその確認を事務局で行うことを条件に承認したいと考えております。

簡単ではありますが事務からの説明は以上になります。条件付の承認

についてもご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。
○上原会長 申請者が私になっているんですが、特に支障がなければ、私で進めさせていただいていいですか。八重山漁協上原亀一が出てきているので。はい、利益相反的にはなりますが、その辺はご了承いただくということによろしいですか。

特になければ、そのまま進めさせていただきます。山内委員どうぞ。

○山内委員 大分錆びてるっていうのがね、あるんですけども。長いこと置いていた、使ったやつが何らかの理由で引き上げられてということですか。

○事務局（米丸） そうですね以前使われていたものとは承知してはいるんですけども、すいませんいつ頃のものとまでは確認してないですね。

○山内委員 先ほど穴が開いて沈んだらというのがありましたけど、安全性には問題ないですか。

○事務局（米丸） 沈んでしまう分には問題ないのかなと思うんですけど、その辺も含めてですね、ちゃんと厚みがあるかということも漁協の方にはしっかり確認していただきたいと考えております。

○山内委員 はい。了解しました。この水域、近くは三角水域があるかと思いますが、結構小舟の皆さんが出漁している近くになるかと思いますが、鋼鉄製でもし何かぶつかって、沈んじゃったってなったときはどうなるかなと思ったんですけど。

○事務局（米丸） はい。そういうことにならないように、しっかり厚みとか防錆処理については、やってもらうように指導と確認をしていきたいと思います。

○山内委員 はい。了解しました。

○上原会長 はい。他ごございますか。

(八前委員参加)

○上原会長 特にご意見なければ、第1号議案についてお諮りしたいと思います。第1号議案について先ほど事務局の方からも説明がありましたが、防錆等の処置等々済ませた上でですね、看板の書き換え含め、その辺の条件を付して承認するということによろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議ないようですので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第2号議案、ウミガメの採捕承認申請についてを提

案をします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。第2号議案の資料をご覧ください。ウミガメの採捕承認申請について、今回試験研究について1件ございますので、この承認についてご審議をよろしく申し上げます。枠内に委員会指示の抜粋も掲載しておりますので適宜ご確認ください。

2ページに進みまして、今回の申請をまとめておりますのでこちらで説明したいと思っております。今回黒島研究所の方から、継続の調査として申請が上がってきております。採捕予定数としてはアオウミガメ 100 頭、アカウミガメ 1 頭、タイマイ 15 頭となっております。令和6年、前回の実績は、アオウミガメのみ 20 頭採捕があったということです。なお、アオウミガメについては 150 頭だったところを 100 頭に減らしており、タイマイに関しては 10 頭から 15 頭に増やしております。承認の期間ですが、本日、9月12日から令和8年の7月31日までを予定しています。試験内容としましては、ウミガメ類の標識放流及びバイオリギングによる生態研究となっております。

3ページ以降に申請書類を掲載しておりますけれども、5ページから計画書を掲載しておりますのでこちらをご確認ください。こちら継続の調査になりますので、概要だけ簡単に説明させていただきますけれども、黒島研究所の方はですね、長年、刺網において採捕したウミガメを標識放流しまして、生態調査、個体数調査を行っているところです。令和5年度からは東京大学大気海洋研究所と共同研究ということでバイオリギングによる生態研究も実施しております。で、こちらのバイオリギングによる生態調査で、アオウミガメの摂餌や回遊の生態を解明したいというふうに書かれております。なお7ページの方に採捕予定区域と、8、9ページに刺網の漁具や設置する行動計測機器とその映像等も写真で掲載しておりますので適宜ご確認ください。

10、11 ページに承認書案を掲載しておりますけれども、こちら申請のおりとなっておりますので、適宜ご確認いただければと思います。なお11ページの方にある採捕従事者ですね、上の2人が黒島研究所の方で、その下の12名が東京大学の方となっております。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。では2号議案について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見等ないようございますので、お諮りしたいと思います。

第2号議案について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について]

○上原会長 次に、第3号議案、ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動についてを提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) はい、それでは事務局からご説明いたします。第3号議案の議案資料をご覧ください。

ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について、沖縄海区漁業調整委員会指示6第3号については、令和7年9月30日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

昨年度の地区別説明会・アンケート結果や鹿児島県からの要請を受け、両県で集中的な取締を実施した結果、著しい旗数超過など悪質な違反が散見されたことから、違反への抑止力強化が必要であり、両県足並みを揃えて取り組むことを確認しました。

また、水産海洋技術センターの報告のとおり、ソデイカの資源状況は、2024年漁期の漁獲量は過去最低、資源量指標(CPUE)も2012年漁期の1/4となるなど、継続的な減少傾向にあることから、より高度な資源管理のため、操業状況の把握が必要であると示唆されています。

以上のことから、違反への抑止力強化のために初回での裏付命令及び指示の複数年化、操業実態把握のために届出制及び実績報告の導入を検討するため、説明会及びアンケートを実施したところです。

つきましては説明会及びアンケート結果並びに研究情報を踏まえ、新たな委員会指示の活動についてご審議願います。

また、今期のソデイカ漁業操業に関する県内漁業関係団体及び漁業者あての注意喚起文書の発出についても、併せてご審議をお願いします。

併せて、初回違反での裏付命令を行うための処分方針の改正案および同委員会指示違反への迅速な処分のための対応方針を添付しますので、その内容についてもご確認いただければと思います。こちらに関しては次回以降の委員会で審議を予定としておりますので、内容についてご意見等あればお伺いできればと思います。

2ページに進みまして、まずソデイカの説明会を行いましたので、その結果について報告いたします。8月13日に行いまして、委員会からは

上原会長、内間委員、西村委員にご参加いただきました。参加者は県漁連も含めて漁業関係者等が約 46 名、ウェブも含めますので正確な人数はわからないんですが、約 46 名の参加がございました。

3 つ目、主催者からの説明事項に関しては、前回の委員会と被る部分がありますので割愛しますが、趣旨説明とソデイカの制限動向と資源管理の必要性、委員会指示の検討案について説明させていただきました。

4 つ目、参加者からの意見について、順に読み上げていきたいと思えます。資源動向についてはあまりご意見は少なかったんですけども、近年、沖縄と鹿児島以外の漁獲量がほぼ無いが、他県は獲れなくなっているのかという質問がありまして、こちらからは昨年富山県の方と意見交換した限り、少なくとも日本海側では獲れなくなっている様子だというふうにご回答しております。

4 ページに進みまして、指示の検討案についてです。指示は毎年の資源状況を見て 1 年更新としていたが、抑止力強化のために複数年とすると、これまでの考えと相反するのではないかと。100 海里以上航行可能な小型第 2 種船も出てきており、小型第 1 種船より経費がかかるので、旗数制限を緩和することも検討してほしいというご質問に対して、資源状況は悪化しており、現状では 3 年以内にルール変更は想定されず、県内外からも抑止力強化の要望は強いため、抑止力強化は必要と考えている。2 種船に関しても、現状の資源状況では規制緩和の検討の余地はないと回答しております。

次、届出は 50 海里内外どちらか選択する必要があるのかに関しては、元々 50 海里内外で分けたのには小型船への配慮があるのでどちらか選択するのが望ましいけれども、両方で操業する場合も考えられるので両方やすることも可能と回答しております。

次に、奄美海区に入れば沖縄のルールは適用しないと聞くが教えて欲しいという質問に対しては、漁業調整規則や各海区の委員会指示は各県や海区が管轄する海域のルールを定めるものであり、奄美海区では沖縄海区の委員会指示は適用されず、奄美海区のルールが適用されると回答しております。

規制強化するのであれば委員会指示が有効な海域を明確にして欲しい。奄美海区や公海上など適用されない海域があれば 11 月でも操業するので、2 種船をどう抑止するかはつきりさせないと資源管理自体が崩れてしまうというご質問に対して、少なくとも EEZ 内なら適用されるが、奄美海区との境界は鹿児島県との調整が必要ということと、沿岸からどこまでかは漁業法にも明確な線引きはないが、都道府県の漁業調整上必要な

範囲であれば公海上でも適用された事例もあるので、県で対応できるうちは漁業調整規則や沖縄海区委員会指示で対応し、状況に応じて広域漁業調整委員会や水産庁等、より広域な組織と協議を広げていくことになると考えられると回答しております。

続いて、裏付命令は重い措置なので適用範囲が曖昧では困る。操業海域は偽装もできるので、ルールのあり方を明確にしてほしい。2種船が増えると思うので、沖合はどこまで適用されるのか明示して貰わないと、漁業者が200海里以上出て操業して沖縄海区は関係ないと捉える事もあり得るとい質問に対して、先ほどと重なりますけれども、公海上など単県で判断できる内容ではないので、水産庁と調整しながら進めていきたいと回答しております。

続けて、資源管理上も操業日数や銘柄ごとの漁獲量が重要というご意見や、11月や他の海区での操業の実態把握が必要なので情報収集すべきというご意見に対しましては、銘柄ごとの漁獲量が大事だということもご尤もだが、委員会指示では11月中の奄美海区の実績というのが沖縄海区の実績ではないので明記は難しいですけれども、協力ベースでお願いすることはできると思うというふうに回答しております。その下は水技からなんですけど、資源評価の観点からは操業日誌レベルの情報を集めてもらえるありがたいということもお伝えしています。

5ページに進みまして、それに対して熱意と皆の協力があればできると思うので頑張ってもらいたい。沖縄がここまでやっていることは奄美海区にもしっかり伝えて貰って、同じ海域を皆で使っていると思っているので、奄美と連携して取り組んで欲しいというご意見に対して、裏付命令は鹿児島からの提案なので、奄美でも足並みを揃えて取り組んでいる旨、届出制については奄美ではまだ実施していないので調整していきたいと回答しております。

続きまして、以前我々が自粛している11月に鹿児島からイカが送られて漁連のセリに並んだことがあり、とても歯がゆく感じた。真面目な漁業者が馬鹿を見る感じなので、漁連にも考えてもらいたい。仲買さんも直接受入れする方もいるようなので、協力要請できないかということに対して、会長から漁連の会長の立場でお答えいただいたんですけども、以前はそういう事例があったんですけども、その後LLPの中で協議して11月の上場を自粛して欲しいと伝えて上場しないように取組んでおり、以降は上場されていないと思うということと、仲買に関しては個人的に受入れする部分なのでさすがに止めることはできないけれども、少なくとも漁連が関わる市場では上場を断っているのでご理解いただきたいと

というような回答がございました。

説明会の結果については以上になります。

続きまして6ページから、ソデイカアンケートの結果の各漁協の隻数分布と回答を掲載しておりますので、こちらは適宜ご確認いただければと思います。

7ページからですね、各質問のまとめをしておりますので、こちらで説明していきたいと思っております。

まず初回の違反で裏付命令することに関しましては、全体でいいますと賛成が26、反対が2組合ということで賛成率は93%、所属船が10隻以上の組合に絞っても賛成が10、反対が1ということで91%、20隻以上に絞っても賛成6、反対1ということで賛成率は86%ということで、隻数が多い組合に限っても8割以上の組合から賛成が得られました。Q1から全てなんですけど、全体的に意見の記載は少なかったのが主な意見というよりはほぼ全ての意見を掲載しています。資源の8割を沖縄が利用しているんで違反は厳しく罰するべきというのと、資源管理を重視して賛成しますという、どちらも賛成の立場からの意見がございました。

続きまして指示の複数年化に関してです。こちらも大体同じなんですけれども、全ての組合でいうと賛成が20、反対が2で賛成率は93%、10隻以上の組合においても賛成が9、反対が2ということで、賛成率は82%、20隻以上に絞っても賛成6、反対が1ということで86%ということで先ほどと同様、隻数の多い組合に限っても8割以上の賛成が得られました。主な意見としましては、賛成の立場として最低でも3年以上にすべきだという意見、反対の意見としては、2年間もしくは現状維持とすべきではないかというご意見もございました。こちらも具体的になぜ2年がいいのかとかそういう記載はございませんでした。

続きまして8ページ、届出制及び実績報告です。こちらが明確に分かれたんですけども、全ての組合でいうと賛成が22、反対が6ということで賛成率は79%でした。10隻以上の組合に限ると賛成が6、反対が5で賛成率は55%、20隻以上の組合では賛成が4、反対3ということで57%の賛成が得られました。全体で見ると約8割、隻数の多い組合に限ると55%程度が賛成ということになりました。

主な意見としましては、届出制は負担が少なく賛成だけでも、実績報告は職員の負担増が懸念されるというもの。ただ、同じ組合からの意見ですが、ただし高度な資源管理には詳細な実績を報告が必要であることを認識しているということでした。また資源管理のためには必要という賛成の意見がありました。反対の意見からですが、届出制は賛成だ

が実績報告は品名数量と仕切書で報告したいというご意見や、そもそも取締の強化を優先して欲しいというご意見もございました。全体的に言いますと、届出制に関しては賛成だけれども実績報告に関しては負担増が懸念されるというご意見かなと感じております。

その他の自由意見です。こちらも全ての意見を掲載しておりますが、実現可能性は置いておいて、旗数は予備も含めて以下を希望するという事で、1種船は1人乗りが50本まで、2人乗りは70本まで、3人乗りは100本まで、2種船は2人乗以上で100本までというご意見もございました。また奄美の方でも漁期を12月に合わせて欲しいといったご意見、沖縄海区の区域の明確化について議論を深めて欲しいというご意見、またアンケートの期間が短過ぎるというご意見や、許可漁業化、すぐに許可にすべきというご意見もありました。また、50海里外で操業しようと思って旗を50本持って出漁すると、船が密集していて操業する場所がなく、50海里内での操業に切り替えようとしても旗を50本持つてから操業できないというような悩みもあるというご意見もありました。最後は、遭難防止や漁場の確認のために、届出制の他に組合への定時連絡というのでも明記したほうがいいんじゃないかというご意見もありました。

アンケートの結果は以上ですけれども、9ページにこれまで毎年というかずっとソデイカに関するアンケートをとり続けておりますので、数字の拾えた平成20年から今年まで5年毎にソデイカ漁船の隻数、あくまでアンケートで回答いただいた隻数なので、隻数がどこまで正確かというのは参考程度にはなるんですけれども、5トン以上の船の比率がどのように推移していったかというのはある程度つかめると思いますので、掲載しております。左側の数字は説明省略しますが、右側のグラフで上のオレンジ色が5トン以上になるんですけれども、平成20年においては全体の約4割という状況でした。それが平成25年、平成30年と進むにつれて、平成30年ではもう7割になっておりまして、今年、令和7年の調査では、76%、約3/4の船が2級船になっているというような状況でどんどん大型化が進んでいっているという傾向が見て取れるかなと思います。

ここまでがアンケートの結果になります。

10、11ページに予定はしていなかったんですが、一昨日、9月10日に普及関係で喜界島の漁業者と大島支庁の普及員が本県を訪れていましたので、せっかくならということでソデイカに関して意見交換を行いました。私も参加させてもらいましたので報告をしていきたいと思っております。

水産海洋技術センターの北研究員の方から、説明会や海区委員会でも

説明したような情報提供をしてもらいました。普及班から紫波班長と秋田さんと、水産課から私が、ウェブでも宮古や石垣の普及員に参加してもらっております。

10 ページの内容を読み上げていきますが、経緯としては令和7年8月に鹿児島県大島支庁普及員より連絡があり、9月に喜界島のソデイカ漁業者を引率してイマイユ市場等の視察のため来県するという話があり、秋田普及員が水産課で海区事務局を担当していた令和5年に喜界島の漁業者とは奄美大島でソデイカの委員会指示に関して意見交換をしており、沖縄県のソデイカ研究情報を提供する機会を希望する意見があったことから今回、意見交換会を提案して、情報提供することとなりました。

概要ですが、別添の資料をもとにというのが例の資源動向等の資料なんですけれども、北研究員から本県におけるソデイカの研究状況と資源管理の必要性について説明を行っております。

そちらの写真が11ページですね。喜界島の漁業者からは、科学的な根拠と経済的な計算に基づく説明には説得力があったという意見があり、一部の漁業者からは奄美大島海区でも11月禁漁としてもよいのではないかといった発言もありました。

一方で、喜界島のソデイカ漁業者は基本的に日帰り操業で漁場が近く島の周辺でしか操業できないため、操業期間は概ね12月まで、1月2月は操業できない状況で、11月禁漁されると実質12月の操業しかできないのでそれは難しいという意見もございました。

また沖縄ソデイカ漁船の中には操業の際に喜界島を避難港として利用する船もあり、多いときには30隻もの沖縄船が寄港することがある。一部の沖縄県漁船が旗数や操業海域のルールを守らないことや、無線連絡が取れず漁具が交錯するトラブルも多く発生していることから、今後の本県と鹿児島県におけるソデイカ資源管理の進展にあたって合理的な管理策に関する周知や啓発に加え、現状のルールの順守を徹底していく必要があると考えられるということでした。

11ページから、主な発言のメモを掲載しておりますが、ちょっと全部は時間がかかるので抜粋して説明したいと思います。11ページの中ほどです。喜界島ではソデイカ漁船は18隻ぐらいあって実働してるのは13隻ぐらい、2級船が3隻で他は皆3級船である。2級船でも11トンが最大であるということでした。喜界島では、漁獲したソデイカは喜界島で水揚げした後フェリーで鹿児島の方に輸送しているということです。

少し飛んで、喜界島には6人乗りの船も来ているということで、2交代制で休まず操業している船もあるという情報がありまして、こちらは

おそらく旗数制限違反ではないかなと感じたところです。

次 12 ページの一番上です。喜界島で沖縄船とのトラブルは多く、旗数違反が目立つというのと、30 本超えて持っているのに近場で操業する事例もある。また既に自船が旗を入れているのに、船名が見えるほど近くで連絡もなく旗を入れ始めて漁具が交錯するようなトラブルも見られるというものと、以前報告したこともあります。喜界島に入港してすぐ旗を藪に隠すような事例もあるとのことでした。一部の漁業者ですが、違反に対して開き直っている態度の者がいるということです。

一方で沖縄でももちろん真面目な漁業者もいるということも伺いまして、近場で操業するからと喜界島で旗を降ろして、30 本だけで操業する方もいらっしゃいますよということもお伺いしました。

私からは、奄美大島海区からも説明があったかとは思いますが委員会指示違反に対する即裏付け命令や複数年の指示を検討しており、ルールを守っている方を守る制度にしていきたいとお伝えしています。

その下、北研究員の発表資料にあったソデイカの資源量指標について喜界島の方の感覚を伺ったところ、一昨年、良かった漁期は旗を 30 本入れて、各旗ごとに 4 針入れるらしいんですけども、70 本釣れるほど豊漁だった。直近の昨漁期、悪かった漁期は 11 月は良かったけど後半は悪かったということです。補足ですが、120 針入れて 70 本釣れたということではなくて、喜界島では日帰り操業で一度旗を 30 本入れたら釣れた旗から漁獲物を外して、またその旗を投入していくというスタイル、往復しながら見回りをして釣れている旗からソデイカを取り上げていくというようなスタイルなので、正確に何本入れて何本釣れたという数ではございません。喜界島の漁期も、ソデイカは年末までで終わってしまうということで 1 月までは数は上がるんですけども、それ以降になると少なくなってしまうと、操業に行っても全く釣れないという場合もあるというお話でした。

少し飛びまして、令和 5 年に沖縄海区事務局では無線局に協力を得て、喜界島の漁業者とのトラブル回避のため 1 W 無線での共通チャンネルを試みたが、その後の使用状況はどうかという質問をしたところ、チャンネルを活用して連絡を取ったことはなくトラブルの解消には至っていない。無線交信もなく旗を入れていくので、喜界島の漁業者が入れている方向とは全然違う方向に漁具を入れて漁具交錯などのトラブルもあって困っているというお話でした。

13 ページの方は大体全部読み上げたいと思いますが、喜界島の方に本県で取り組んでる 11 月禁漁についてどう考えているかを伺ったところ、

11 月は小さいけど本数も釣れるしと思って操業していたけれども、今回の説明を聞いて 11 月禁業してもいいのかなと思ったとおっしゃる方もいました。一方で、11 月は 30 日のうち 10 日ぐらいしか出られないので、11 月がなくなると困る。11 月が無くなると 12 月の操業しかできないので困るという意見。それでも 11 月禁漁で小型イカを残しておけば 12 月に大きくなったものを獲れるのでその方が良いように思うという意見もありました。ただ今、喜界島の漁業者の中には沖縄船が来ないうちに、11 月のうちに獲れるだけ獲っておこうというイメージの方もいると思う。12 月以降は沖縄船も多く来るようになるので、それに伴って沿岸への来遊が減って釣れる量が減ってくるような感じがするという意見がありました。

また、大きくなってから獲るので 11 月禁漁した水揚額も変わらないという説明まであり、11 月禁漁や小型個体を獲らない取組の意義は非常に理解できたというご意見や、奄美でも是非同じような説明を漁業者向けにやって貰いたいというご意見がありました。

今回視察に来ていた中には、以前も沖縄の資源管理の取組を聞いて、実際に喜界島でその説明をしてもですね、やっぱり漁業者から説明しても漁業者は納得してくれないので、ぜひ県の職員に来てもらって説明をして欲しいというご意見でした。

2 級船と 3 級船で漁期を分けることも検討すると伺ったがという質問に対しては、2 級船と 3 級船で分けてしまうとあちらの 2 級船は 3 級船に近いような 2 級船が多いので困る、分けるとややこしいから一緒にいいというご意見でした。あと、他の漁業者も今回の説明を聞いたら考えが変わる人もいないのか、ソデイカの資源を利用していくには自分たち漁業者も勉強する必要があると思うというご意見もありました。

喜界島に沖縄県以外の県外船は来ているかを伺ったところ、宮崎船も来るが 3 隻程度ということでした。ほとんどが沖縄船ということでした。普及班から、宮崎にはソデイカの加工場ができたと聞いているがどうかと伺ったところ、宮崎船はほぼ宮崎のスーパーに卸しているように伺っているということでした。

喜界島に沖縄の船がどれぐらい入港してるか伺うとですね、50~100 マイル間は沖縄船がひしめいているということで、船が多すぎて地元船は操業出来るような状況ではない、30~40 隻が入れ替わり立ち替わり操業しているので入る隙間がないということでした。喜界島の方には時化た時には最高で 30 隻ぐらい入港したことがあるということでした。

沖縄の方もホテルホテル等の演習区域があり、意外と漁場が狭いので

50 海里超えると混雑しているというご意見があったこともお伝えしております。操業の沖合化・大型化が進むにつれて、なかなか目も行き届かなくなってしまうということと、その沖合の漁獲圧をコントロールしていかないと近場でどんどん釣れなくなってしまうのではないかと感じているともお伝えしています。

一番下ですが、奄美海域でも漁期の経過とともにソデイカが東の方、喜界島の方から西側へ移動している様子があるということで、奄美大島海区も東西にすごく広いので、島によって最盛漁期が異なるということで、一律の禁漁期設定が難しい。具体的には、遅い海域になると6月にソデイカの漁獲がピークを迎える場所もあるということで、そういう地域に関しては11月は禁漁してもいいから6月をまた解禁して欲しいという意見もあるということでした。すいません。ここは予定してなかったんですが、追加の説明になります。

(新立委員退席)

○事務局(米丸) 14 ページ以降に委員会指示の告示文を掲載しておりますが、20 ページから新旧対照表をお付けしておりますので、そちらで説明していきたいと思えます。

下線引いてる部分が変わってる場所なんですけど、ピックアップして説明していきますと、第2の部分で、「令和6年10月1日から同年11月30日まで及び令和7年6月1日から同年9月30日まで」という採捕禁止の書きぶりだったんですけども、3年間禁止になったということで、非常にシンプルに「6月1日から11月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。」というふうに変更になります。

また、これは今回の変更とは関係ないんですけど微修正がありまして、第3で、ソデイカ延縄漁業の操業を禁止するとあったんですが、操業はいらないだろうということで「の操業」という部分を削除しております。

第5からが届出に関する新設の部分になります。操業の届出。第5、令和8年12月1日以降に、ソデイカ旗流し漁業を操業しようとする者は、操業の1月前までに、使用する船舶ごとにソデイカ旗流し漁業操業届出書により、沖縄海区漁業調整委員会に届け出なければならない。変更の届出。第6、第5の届出を行った者は、届け出た内容に変更が生じたときは、ソデイカ旗流し漁業操業変更届出書により、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。操業実績の報告。第7、第5の届出を行った者は、ソデイカ旗流し漁業操業報告書を漁期ごとに、漁期終了後3月以内に委員会に提出しなければならないという項目を追加しております。

それに伴って、以降で条ずれの修正を行っております。第8の方は、

沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）という部分なんです
が、この定義は第5でしているため、ここでは委員会としております。

採捕等という文言が何個かあったんですけれども、こちらが第2または
第3の規定で、第2が採捕禁止期間はソデイカを採捕してはならない、
第3がソデイカ延縄漁業の禁止で、ソデイカ延縄漁業の操業を禁止する
ということで採捕と操業で等としていたのかなと思うんですが、これは
採捕でいいんじゃないかということで、ここでは採捕等ではなく採捕と
いう文言に統一しております。次の22ページでも出てくるんですが、第
13のタイトルのところで、承認の取消し又は採捕等の停止を採捕の停止
としておりますし、第13の文中でも採捕等を採捕に、第17でも採捕等
とあるのを採捕というふうに変更してます。

一番最後、第18、指示の有効期間ですが、この指示の有効期間は令和
7年10月1日から令和10年9月30日までとするというふうに3年間の
有効期間としております。

第1号様式から第3号様式を追加しております、こちらは前回説明
した内容と変更はありませんので、ご確認いただければと思います。

その他ちょっと細かいところなんですけれども、新しい様式で言うと
第5号様式の一番下ですね、26ページに入るんですが、従前、住所変更
の際は住民票抄本を添付することという注意書きがありました。住所
変更の際は免許証やマイナンバーカード、本人確認書類の写しで確認が
できている、実際にそうしていることから、この記載は削除すること
としています。

また28、29ページの第9号様式ですね、以前は12月から11月までず
っと月の記載があったんですけれども、3年間の指示になるということ
もあり、水揚月ではなくて水揚年月として何年何月の水揚げを報告して
もらうのと、29ページでも第9号様式の別紙として操業月日だけだった
のを年月日として報告してもらうように様式を変更しています。委員会
指示案に関しては以上になります。

長くなりますが、続いて31ページから、去年もやったことなんです
が、本日の海区委員会で委員会指示の発動が決定しましたら、県内の漁業関
係団体向けに指示の内容がこうなりましたという、主に操業の期間等の
周知と奄美海区では自粛して欲しいという注意喚起のアナウンスをして
おまして、そちらの通知文になります。読み上げたいと思います。

県下の漁業関係団体あて、沖縄海区におけるソデイカ漁業の漁期に関
する事前連絡及び奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業に関するお
願い。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年のソデイカ漁の漁期は、沖縄海区漁業調整委員会指示により、令和7年12月1日から令和8年5月31日までと定められることとなりました。

なお、隣接する鹿児島県奄美大島海区の漁期は、令和4年より沖縄海区と足並みを揃えて6月を禁漁としておりますが、11月については従前と変わらず禁漁となっておりません。

当委員会としましては、より効果的な資源管理を行うことを目指し、本年も引き続き奄美大島海区と意見交換を実施するなど、働きかけを続けているところです。

現在、沖縄海区におけるソデイカの漁獲量は、全国の8割以上を占め、奄美海区の6～10倍程度と圧倒的に多く、また漁船規模も圧倒的に大型・高性能であることから、ソデイカ漁業及び当該資源の管理については、沖縄海区が主体的に進めていく必要があります。そこで、沖縄県内のソデイカ漁業者の皆様には、以下の2点についてご理解ご協力を賜りたく存じます。

- 1、当海区が禁漁の11月に、奄美大島海区でも操業を自粛すること。
- 2、旗を31本以上搭載した船は、奄美諸島周辺50マイル以内においても操業しないこと（沖縄海区および奄美大島海区委員会指示違反に該当）。

ソデイカ資源の持続的利用のため、皆様の御理解と御協力をお願いします。ということで、32～34ページまで、例年どおりではあるんですが、こちらのチラシと一緒に配布する予定です。特に34ページの方ですね、先ほどもありましたけれども令和5年に奄美大島海区で操業する際の共通チャンネルというのを調整して、1W無線の574チャンネルを用いて交信できるようにしているところですので、こちらの活用を呼びかけていきたいと考えております。

35ページ以降ですね、今回の議案の審議にはならないんですけども、沖縄海区漁業調整委員会指示に対する処分方針ということで、変更が必要になりますので、こちらの改正案を添付しております。

細かいところは飛ばしまして、36ページの違反の程度及び違反回数ごとの処分等という部分に、今回初回で裏付命令を行うことから、今まで重大な違反までしか設定がなかったところ、今回特に重大な違反という項目を設けまして、ソデイカ旗流し漁業の旗数制限の超過という項目を設定しております。警告と知事への裏付命令の申請、承認がある場合は承認の取消という処分を行うこととしております。

別表1の方に、委員会指示毎の違反内容と違反の程度の表があります

けれども、37 ページにソデイカの委員会指示に関する違反項目や違反の内容がありまして、今回届出が追加されたということで、未届出ですね、委員会へ届出せずにソデイカ旗流し漁業を操業した場合、指示の条項で言うと第5になります。こちらを重大な違反とする。すいません、もう1つ上がりました。旗流し漁業の操業区域と漁具制限違反に関しては、特に重大な違反というふうに違反の程度を変更する予定です。報告書の未提出に関して、前回抜けておりましたのでこちらも追加しております。届出の方の操業実績報告書と、承認の方の採捕実績報告書の未提出ということで、中度の違反ということになります。承認証の備付け義務違反と承認旗章不掲揚に関しましては、軽微な違反として今回追加を予定しております。

38 ページの方に、今年度、委員会指示発動しました与那国周辺海域におけるひき縄釣りに係る委員会指示に関しても併せて追加したいと考えており、未承認が重大な違反ということと、承認証の不携帯、報告書の未提出に関しても項目を追加したいと考えております。

39 ページからですね、こちら奄美大島海区と足並みを揃えてほぼ同じような建付けで作成を検討しておりますが、奄美大島海区の方では、初回の裏付命令を旗数制限違反に限定して行う予定としておりますので、こちらでもちょっとこれまで説明が漏れてしまっていて申し訳ないんですが、今回、旗数制限違反についてのみ初回での裏付命令を行いたいと考えており、対応方針を別に定める予定としておりますので、当海区でも同じように定めたいと思っております。読み上げたいと思います。

沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号に基づくソデイカ採捕における漁具の制限の違反者への対応方針。

沖縄海区漁業調整委員会は、沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号第4に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1、委員会指示の適切な実施を図るため、委員会及び沖縄県は、疑義情報に接した場合等においては、調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに沖縄海区漁業調整委員会会長に報告する。

なお、漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※必要に応じて、委員会及び沖縄県は現地調査等を実施。

2、会長は、上記1の報告を受け、漁業法第120条第8項に基づき沖縄県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令を申請した場合、後日、委員会に報告するものとする。というものになっております。

概要をご説明しますと、これまで沖縄海区では、違反があった場合、会長一任ではなく、その違反の事実を整理した上で、海区漁業調整委員会の方でお諮りをして警告処分をするという対応をとっておりました。

ただですね、旗数制限違反に関しては速やかに処分を行う必要があることから、処分に関しては会長一任として、委員会には後日その結果を報告するという建付けにしております。会長には事前にご了承はいただいておりますけれども、沖縄海区漁業調整委員会としてそのような方針でよいかということも、これから議論していただければと思います。

40 ページに、こちらの処分の迅速化を目的としまして、知事に対して、沖縄海区漁業調整委員会の会長から、裏付命令に従うべきことを命ずる申請についてのフォーマットを作成しております。こちらも奄美大島海区とほぼ同じような形で作成しておりますので、読み上げていきたいと思っております。

漁業法第120条第8項の規定に基づく沖縄海区漁業調整委員会指示に従うべきことを命ずるべき旨の申請について、海区会長から沖縄県知事宛の文書になります。

このことについて、下記のとおり令和何年何月何日に沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号第4に関して、違反が認められました。

については、漁業法第120条第8項の規定に基づき、沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号第4に従うべきことを命ずべき旨を申請します。

- 1、現認日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃。
- 2、現認場所 沖縄県何処何処の何々漁港。
- 3、違反者の氏名。
- 4、違反者の住所。
- 5、違反の内容、沖縄海区漁業調整委員会指示7第3号第4（漁具の制限）。

そして例として、漁船に搭載する旗及び旗竿数50本、こちらが50海里を超える海域の場合に対して何本の超過があったか、その下、漁船に搭載する旗及び旗竿数30本、こちらが50海里以内の場合に対して何本の超過があったかを記載して、知事に対して裏付命令を出して欲しいと

いう旨の申請をするフォーマットになっております。

41、42 ページには関連する漁業法の条項を抜粋しておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

大変長くなりましたが、事務局からのご説明は以上になります。

委員会指示の内容や指示の発動についてと、関係漁協への周知についてご審議いただきたいのと、処分方針等についてもご意見等あればこの場でいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま説明が終わりました。

第3号議案について、各委員の皆様から何かご意見、ご指摘事項がありましたら、よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、山内委員どうぞ

○山内委員 はい。今回、承認されれば、届出制をやるのでしょうか。

○上原会長 はい。事務局。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおりですね。令和8年の漁期、来年の漁期から届出制と実績報告が導入されるということになります。

○山内委員 令和8漁期っていうのは今年12月からということですか。

○上原会長 来年。

○山内委員 来年の12月ね。1年間猶予がある。

あとそうですね、知事の裏付命令を発出すると、違反者があった場合、かなり厳しい重たい判断をしないとイケないという事なんですけれども、だから何回もいうように、沖縄海区の規則がどの範囲の海域に効力があるかとなってくるとですね、非常に曖昧なんですよ。

つまり、公海上で旗数も守って獲ってきたもの、位置情報もしっかり報告できるということであれば違反ではないわけですよ。それはどうなんでしょう。

○上原会長 事務局。答えてください。

○事務局（米丸） はい。公海上に関してもその明確な線引があるわけではないので、公海上で獲ったら問題ないところで断言することはできないと思います。説明会でもご説明差し上げた通り、EEZの範囲内に関してはもちろんそうなんだけれども、EEZを出たからといってそこで好き勝手にやっていいということには、資源管理上、漁業調整上はならないと思います。そこは個別の案件に応じて判断することにはならないと思いますが、一律で公海上に出たから問題ないということにはならないと思います。ここは水産庁にも確認させてもらいながら整理をしていきたいと思いますが、そういうことにはならないと考えております。

○山内委員 そういうことにならないというお答えですけども、ど

うということになれば公海上で違反だって判断できるんでしょうか。

具体例を挙げてもらわないと漁業者に誤ったメッセージになりかねないんで、公海上で11月に操業して12月に水揚げしましたと、位置情報もはっきりしてます。違反でしょうか。そういうことでこれ違反ですと明確にならないと、我々も組合員に対して何も言えないということじゃないですか、今のお答えだと。

○上原会長 現状、県はこれ違反ですって言うんでしょ。この期間を守らなければ。

○事務局（米丸） そうですね。違反として取締を行いたいと考えております。ただその公海上がどこまでかというのが、やはりその法令上も明確な線引きがないので難しいところではありますが、ちょっと本当にこの先、公海上での操業が増えてきてそこでの漁業調整が本当に必要になってきた場合はですね、海区で対応するのか、それとも広調委で対応するのか、その辺も含めて今すぐというよりかは議論をしていく必要があると考えています。

○山内委員 はい。あのですね、大東島の北東側にポケット公海があるのご存じですよ。特に2種船が出向いて操業する準備を皆さんしてるんですね。そのために、6級海技士の資格を着々と皆さん取りつつあるんです。今年、19名受けて18名合格してるんですね。全員がソデイカ漁をやってる方々ではないんですけども、多くのソデイカ漁をやってる方々が受講しておりました。準備してるんです、公海上に出る、100海里以遠に出る、200海里以遠に出る準備をしてるわけですね。そういう中で、そのルールが曖昧だと絶対取締できないし違反だとも言えないし、資源管理どうなるんだというそんなことに繋がっていきますので、どうか違反なら違反、違反じゃないなら違反じゃない、明確にしてもらわないと難しいんじゃないですか。

○上原会長 はい、どうぞ。

○事務局（米丸） はい。貴重なご意見と情報もありがとうございます。そうですね、沖縄海区漁業調整委員会指示で対応になるか、そのポケット公海が27度より北になるんですかね。そこは沖縄というよりももしかしたら鹿児島とかになるかもしれないですけど、いずれにせよ公海上に出たから資源管理なんて守らなくてもいいということになっても、資源管理はおっしゃるような崩壊してしまうと思いますので、そこも今後、適切に対応とれるように、鹿児島県や水産庁も含めて協議していきたいと思いますので、そこは引き続き協議させていただければと思います。

○上原会長 いや、答えになってない。

今、今言われた具体的な事例をもって、鹿児島や水産庁と協議すればいいんじゃない。

○事務局（米丸） はい。来月、鹿児島県と協議する予定もあるので、その場に水産庁にもお声掛けしていて、同席してもらえるかわからないんですが、今の件については協議調整していきたいと思います。

ただその、今おっしゃるポケット公海に関しては27度より北になると思うので、そこがどうなるかっていうのはちょっと今、明確にはお答えできないのはすいません。ご容赦ください。どういう整理をするかというのは今後、水産庁も含めて調整していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○上原会長 はい。じゃあ山内委員どうぞ。

○山内委員 あそこのポケット公海はおそらく鹿児島海区でもどこでもないと思います。もしあるとしたら太平洋広調委の管轄内かなとは思いますが、そちらとちょっとお話したほうがいいのかもかもしれませんね。

今後は11月に出国して12月に戻ってきて水揚げする、公海上で操業した上で、そういう船は間違いなく出てくると思います。その時に違反なら違反という明確な根拠、これが明確じゃないと漁業者は違反だって言われても絶対納得いかないです。そこら辺は、事務局の方は、ちゃんと備えておいたほうが良いと思います。以上です。

○事務局（米丸） はい。ご指摘、アドバイスありがとうございます。我々もしっかり根拠を持って対応できるように、水産庁や広調委の方とも協議をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ありがとうございます。

他ございますか。松尾委員どうぞ。

○松尾委員 すいません、松尾です。今のご意見あったとおりで、ここで決める指示命令はどこが適用範囲なのかというところは本当に明確でないと、違反者がもしその処分等を争ったときに争いやすいんですよ。処分の内容が重ければ重いほど結局、処分に至るまでの命令、法律というルールがどこに適用されるのか明確でないってことになるのと、それ自体がおそらく憲法違反になってくる可能性が高いと思います。なので、争いやすいなっていうふうに聞いててすごく思ったんですよ。

なので、水産庁と協議をして、まさに我々が決めているそのルールがどこに適用されるのかってのは少なくとも明確にしたいところですし、この海域はどこのルールが適用されるとか漁業者の皆さんが予測可能な、何をしたらダメなのかってのはわからないと、やはりルールじゃないと

思うので、ちょっと水産庁に強く言ってですね、全然争われるって言われてますという話をしていただいた方がいいと思います。以上です。

○事務局（米丸） はい。貴重なご意見ありがとうございます。水産庁ともしっかり調整していきたいと思います。

○上原会長 はい。城間委員、どうぞ。

○城間委員 39 ページの対応方針なんですけど、別途ソデイカ採捕については違反者への対応方針を設けるっていうことなんですけど、ちょっと気になったのがこれ委員会の対応方針になると思うんですけども、その中に沖縄県はっていうのが出てくるんですけど、これ具体的に委員会と沖縄県の違っっていうのは、どういったところにあるんでしょうか。

○上原会長 はい。事務局。

○事務局（米丸） はい。こちらは、沖縄県、取締船はやての職員がおりまして、我々職員も一応、海区漁業調整委員会の事務局も勤めているんですけども、沖縄県職員ということで沖縄県というふうに記載しております。

○城間委員 そうするとはやてとかの乗組員の皆さんも含めてっていうことなんですかね。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。

○城間委員 そういうことなんです。

○上原会長 はい。ありがとうございます。他、何かございますか。

○山内委員 もう1つ。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 この届出制を進めるということですけども、これ漁協に投げて、漁協が組合のソデイカ漁というもののリストを作成して届けるという形を取るんでしょうか。

○事務局（米丸） はい。そのように想定しております。

○山内委員 はい、わかりました。これいつまで。いつごろやるの。

○事務局（米丸） 導入自体が令和8年漁期なので、来年の12月から出る場合は11月までに出していただければ問題ありません。

○上原会長 他、特にございませんか。

なければお諮りをいたします。今回第3号議案として提案されておりますのは、初回違反での裏付命令、あと操業実態の把握のための届出制と実績報告の導入ということに関してであります。それに関連した処分方針、対応方針等については次回ということになるかと思っておりますので、これに併せてですね、この議案が可決された場合には県内漁業者への注意喚起文の提案というところまで併せてお諮りをしたいと思いますが、

この件について、事務局提案のとおり承認をいただくということによろしゅうございますか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい。特にご異議ありませんので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

○松尾委員 すいません。よろしいですか。この件としてというか、やっぱりその適用範囲を明確にしていただかないと問題があるってということだけは付記をしていただきたいと思います。

○上原会長 はい。今の件については、議事録のほうでもしっかり記載させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

はい。以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、最後に付帯決議を取らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するということによろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。付帯決議についても承認することといたします。それではスムーズな進行にご協力をいただきました。皆さん感謝申し上げます。進行を事務局に移したいと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局(中田) 上原会長、議事の進行ありがとうございます。委員の皆様もお忙しい中参加いただき、ありがとうございます。

最後に改めて出席委員の確認をさせていただきます。松尾委員におかれましては14時26分に報告1の途中から会場にて参加されております。八前委員については14時35分に第1号議案の途中からウェブにて参加されていますので、合計13名の出席があったことをご報告させていただきます。

それでは事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。次回は令和7年度第7回委員会、10月10日金曜日14時から開催予定となっております。会場は今皆様がいらっしゃるこの県庁6階第2会議室、またウェブも併用した形で開催を予定しておりますので、ご参加よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に質問や確認事項等がございましたら発言をお願ひしたいと思ひますが、何かござひますでしょうか。よろしければ以上をもって今回の委員会を終了させていただきます。ウェブ参加の皆様もご退席いたひいて構ひません。

次回もどうぞよろしくお願ひいたします。お疲れ様でした。

